



2012年4月13日

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社  
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀  
(コード番号 8570 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 若林 秀樹  
(TEL 03 - 5281 - 2057)

### 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期の変更を行うことを決議いたしました。また、これに併せ、「定款一部変更の件」を2012年5月15日開催予定の第31期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 決算期変更の内容

現 在：毎年2月20日

変更後：毎年2月末日

本決算期の変更に伴い第32期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までの12ヶ月8日決算となる予定です。

#### 2. 今後の見通し

決算期の変更に伴う影響につきましては、2012年4月5日発表の連結及び個別業績予想に織り込み済みであります。

#### 3. 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社をはじめ、主な取引先の事業年度の末日が月末であることを勘案し、効率的な業務執行及び情報開示の透明性向上の観点から、これを毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間に変更いたします。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第12条(基準日)、第36条(事業年度)、第38条(剰余金の配当の基準日)につき、所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第32期事業年度は2012年2月21日から2013年2月28日までの決算期間となるため、経過措置として、「附則」を設けるものであります。

#### 4. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年5月15日

定款変更の効力発生日 2012年5月15日

## 別紙

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
第1条～第11条 〔省略〕	第1条～第11条 〔現行どおり〕
第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月20日とする 〔省略〕	第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月末日とする。 〔現行どおり〕
第13条～第35条 〔省略〕	第13条～第35条 〔現行どおり〕
第6章 計算 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。	第6章 計算 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。
第37条 〔省略〕	第37条 〔現行どおり〕
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。 〔省略〕	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。 〔現行どおり〕
第39条 〔省略〕	第39条 〔現行どおり〕
〔新設〕	(附則) (第32期事業年度の期間) 第1条 <u>第36条の規定にかかわらず、第32期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u> (第32期事業年度の中間配当基準日) 第2条 <u>第38条第2項の規定にかかわらず、第32期事業年度の中間配当の基準日は、2012年8月20日とする。</u> (附則の有効期限) 第3条 <u>本附則は2013年2月28日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u>

以上